

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則案」に関する御意見募集の結果について

令和3年12月24日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則案」について、令和3年11月6日から同年12月6日まで御意見の募集を行ったところ、6,032件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対する当グループの考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の内容	御意見に対する考え方
公金受取口座登録制度に反対である。個人の口座情報を国に管理されることに反対である。口座情報の登録制度は、人権侵害・憲法違反になるのではないか。	公金受取口座登録制度は、国民の任意で、1人1口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になるため、国民の利便性向上と行政の効率化に繋がるものと考えております。この公金受取口座登録制度が、人権侵害等にあたるとは考えておりません。
口座の登録を国民に強制すべきではなく、登録は任意にすべきではないか。	公金受取口座登録制度は、国民の任意で、1人1口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。口座登録が義務付けられるものではありません。
登録される口座情報の情報漏洩が心配であり、国の一元管理に反対である。 政府や企業に預貯金口座の残高などが把握されたり、口座が凍結されたり、勝手に引き落としされることがあるのではないか。	公金受取口座は、給付金等の受取のための口座として、登録していただくものです。 登録された情報の管理については、番号法等に基づき、デジタル庁において適切な措置を講じます。 登録される口座情報は金融機関名や口座番号等であり、口座の登録により行政機関等が預貯金残高等を把握できるようになるということはありません。 これまでどおり、行政機関が個人の預貯金残高等を確認できるのは、法令に基づき、必要な社会保障の資力調査や税務調査などを行う場合に限られます（なお、本制度は給付金の受取のための口座を登録するものであり、企業については口座情報の提供対象と

	<p>なっておりません)。 また、公金受取口座の登録を行ったことによって、税金等が勝手に徴収されるということはありません。</p>
<p>外国(企業)に口座情報が漏洩するのではないか。外国法に基づき、外国政府がデジタル庁に登録される口座情報を自由に取得できるのではないか。</p>	<p>口座情報を登録するためのシステムをクラウドシステムで構築する場合でも、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度である ISMAP に登録されたサービスであることとするなど、情報セキュリティを確保し、セキュリティに万全を期してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、システムを構築するデータセンターの物理的所在地を日本国内とする等の措置により、口座情報等を日本の法令に基づき適切に管理することとしており、外国政府、企業等が口座情報を自由に取得することはないと考えております。</p>
<p>なんでもデジタル化するという方針に反対。スマホやパソコンに不慣れな高齢者等へのデジタルデバйд対策をするべきではないか。</p>	<p>マイナポータルからのオンライン申請については、UI/UX の観点から、高齢者等のデジタルに不慣れな方も申請しやすくし、多くの国民に登録いただけるものとしてしています。</p> <p>また、今後、スマホ等を使用しない方法として、金融機関の窓口等においても登録可能となる予定です。国民の皆さまにこうした登録方法について、丁寧に周知を行ってまいります。</p>
<p>パブリックコメントの実施期間が短い。国民から広く丁寧に意見を募るべきではないか。</p>	<p>本規則は行政手続法第 39 条第 3 項の規定に基づき、30 日以上の意見提出期間を設定し、意見の募集を行うこととしたものです。法令の規定に基づき、必要な手続を適正に進めてまいります。</p>
<p>旧姓名義や在留カード等に記載されている氏名(アルファベット)と異なる名義の口座についても登録できるようにするべきではないか。</p>	<p>公金受取口座登録制度は、1 人 1 口座、給付金等の受取のための口座として登録していただく制度であるため、本人名義の預貯金口座を登録いただくことが必要と考えています。</p> <p>旧姓やアルファベット等の口座登録における取扱いについては、住民票に記載されている氏名に基づき判断されます。</p>
<p>災害等で被災して避難している人やDV等の被害で住民票以外の住所に住んでいる人にとって、登録している住所と違う住所に住んでいることにより、給付金等の支給に不都合が生じないのか。</p>	<p>給付金等を支給しようとする行政機関に提供されるのは、法第 3 条第 3 項第 1 号から第 3 号までの情報であり、住所は含まれません。</p> <p>なお、個別の給付金等の支給要件については、給付を行う行政機関にお問い合わせください。</p>
<p>電話番号、電子メールアドレスその他の連絡</p>	<p>勤務先や実家等の情報は含まれません。</p>

先に係る情報には、勤務先や実家等の情報も含まれるのか。	
口座の登録は、法定代理人が行うことができるようにするべきではないか。	原則として本人が申請又は届出を行う必要がありますが、本人が申請又は届出を行うことが困難である場合その他やむを得ない事由がある場合には、法定代理人が申請又は届出を行うことができます。
規則第2条第45号については、市区町村が、独自利用条例に公的給付支給等口座情報を照会できる旨を定めれば、利用できるのか。	条例に定める支給事務であっても、本規則第2条第45号に該当するものであれば、照会することが可能となります。